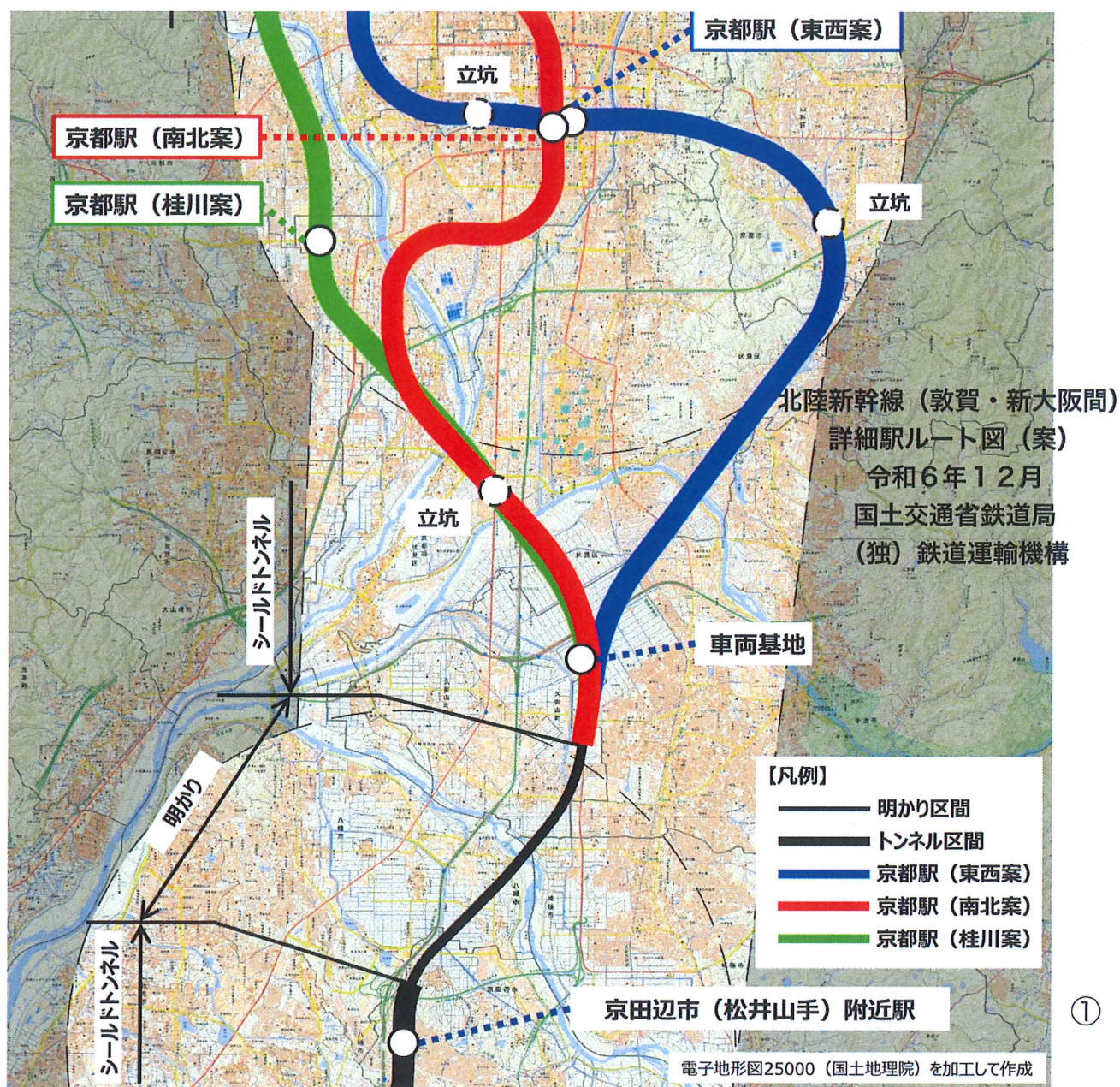


2026年9月定例会 一般質問資料

大河 直幸

2026年9月30日



※現時点での想定イメージ。

※京都市北部から新大阪駅までのシールドトンネル区間については、駅の前後等を除き、基本的に大深度地下の利用を想定している。

北陸新幹線延伸に伴う旧巨椋池干拓地の治水安全確保及び住民合意に関する意見書

北陸新幹線延伸事業（敦賀・新大阪間）における小浜・京都ルート案に関し、本町内の旧巨椋池干拓地における大規模な車両基地計画、及び地上（明かり）区間の設置は、本町の安全安心なまちづくりと住民の生活基盤に極めて重大な影響を及ぼします。

計画地である旧巨椋池干拓地は、宇治川や木津川に囲まれた低地であり、過去の甚大な水害を教訓として現在の治水・遊水機能を維持している極めて脆弱な地域です。ここに約 30 万平方メートルに及ぶ広大な敷地に最大 9 メートルもの大規模な盛土を行い車両基地を建設することは、周辺地域全体の排水機能を著しく低下させ、近隣住民や農地への水害リスクを致命的に高める懸念が払拭されていません。

また、地上区間の高架設置やルート選定に伴い、町内の第一種低層住居専用地域をはじめとする住宅や学校施設・事業所等の立ち退き、及び生活環境の破壊が懸念されます。これら住民の生活再建や営業補償、深夜に及ぶ車両基地の騒音・振動対策、工事車両の安全対策について、住民側への誠実な説明や合意形成がなされないまま手続きが強行されることは断じて容認できません。

京都府におかれては、地方自治体の長として広域的な安全と住民の平穏な生活を守る立場から、本町が直面するこれら局所的かつ致命的な問題点を重く受け止め、国及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JRTT）に対して以下の措置を講じるよう強く要望します。

【要望項目】

1. 旧巨椋池干拓地への車両基地建設がもたらす周辺の治水・水害リスクへの影響について、京都府が主導して客観的かつ厳格な技術的検証を行い、その結果を広く開示すること。
2. 治水上の安全担保、及び明かり区間に伴う立ち退き・環境対策に関し、久御山町及び対象住民との間で完全な合意が成立しない限り、京都府知事として本事業への安易な同意や着工を認めないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日
京都府久世郡久御山町議会

Ⅲ 消防の充実強化について

3.1 消防指令センターの共同運用

1 基本的な方向性

- (1) 最終（将来）的には、府内全消防指令センターの一体的な共同運用を目指します。
- (2) 後期計画期間において、京都府南部消防指令センター（1 消防局・8 消防本部 8 市7 町1 村）の共同運用を推進します。
- (3) 消防力の向上を図るとともに、中長期的な管理運営や行財政上における影響も考慮し、消防本部間で幅広く検討します。
- (4) 京都府中・北部地域消防指令センターと京都府南部消防指令センターとの連携のあり方についてもあわせて検討します。

2 後期計画における消防指令センターの共同運用

(1) 京都府南部消防指令センターの共同運用

令和5年に「京都府南部消防指令センター協議会」が設置され、京都市・南部地域において、令和9年度の第1期、令和12年度の第2期の共同運用開始に向けて、具体的な検討が進められています。

(2) 京都府中・北部地域消防指令センターと京都府南部消防指令センターの連携のあり方

ア 京都府中・北部地域消防指令センターと京都府南部消防指令センターとの連携のあり方や、消防救急デジタル無線の共同整備等についても検討します。

イ 消防（防災）ヘリコプター、高所カメラ及びその他の情報ツールを活用した府内一円の災害情報等の共有についても、並行して検討します。

3 長期目標における消防指令センターの共同運用

後期計画期間での共同運用の進捗状況をふまえ、京都府中・北部地域消防指令センターと京都府南部消防指令センターの連携等、府内の消防指令センターの一体的な共同運用に向けた具体的な検討・調整を行います。

3.2 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用及び消防車両等の共同整備

1 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用の推進

- (1) 平成30年4月、京都府消防長会に「消防（防災）ヘリコプターの活用に係る研究会」を設置し、消防ヘリの有効性や、広域的活用について検討が進められました。令和5年度には、「消防（防災）ヘリコプターの広域的運用のあり方検討委員会」を設置し、必要な検討及び京都市消防局と協議を進めてきました。令和8年度以降は、京都市及び府内市町村

と連携し、府内の航空消防防災体制の更なる強化を図ります。

- (2) 災害の多様化・広域化への更なる対応が求められる中、府内の航空消防防災体制強化のため、近隣府県との連携等について、さらに具体的な協議を進めます。
- (3) 応援協定に基づく連携活動の有効性を高めるため、合同訓練等の取り組みを継続して実施します。

2 消防車両等の共同整備

複数の消防本部で共同整備することで、より広域的に高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できます。

- (1) 整備が想定される車両等
はしご車、化学消防車、その他の特殊車両
- (2) 共同整備の手法
協定等
- (3) これまでの共同整備実績
 - ・相楽中部消防組合と奈良市消防局において、はしご車を共同整備し、令和2年11月から運用を開始
 - ・舞鶴市消防本部と綾部市消防本部において、はしご車を共同整備し、令和7年4月から運用を開始

3.3 その他の連携

1 連携内容

- (1) 広域応援体制の強化
京都府広域消防相互応援協定の見直し等
- (2) 資機材等の共同購入（車両以外）
 - ア 消防資機材
 - イ 救急資機材
 - ウ 備蓄物資
 - エ 緊急消防援助隊に係る資機材や食料等
- (3) 特定業務の連携
 - ア 火災調査業務、
 - イ 予防業務
 - ウ 危険物業務
 - エ 外国の方等への多言語対応
 - オ 高度・専門的な違反処理
 - カ 特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊等）の共同設置
 - キ 専門的な人材育成の推進
 - ク 訓練の定期的な共同実施
 - ケ 現場活動要領の統一

2 検討体制

検討項目の内容に応じて、府内全体で検討を行います。

3 これまでの連携実績

- (1) 【覚書】京都救命指示センター（H7～）
- (2) 【協定】消防学校の共同化（H29～）
- (3) 【協議会】救急安心センターきょうと（R2～）
- (4) 【計画】京都府消防広域応援基本計画（第3次）（R元. 11月改定）
- (5) 【協定】京都府広域消防相互応援協定書（H19～）（R2.3月改定）
- (6) 【協議会】京都府中・北部地域消防指令センター（R6～）

3.4 消防本部の広域化

1 将来の広域化のあり方

消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力の強化に繋がるとともに、人員配備、財政運営等の観点から望ましいとされていることから、京都府においても、将来的に府内全体を一つの消防組織とした構想を検討するため、まずは、消防本部の広域化を実施できる地域について対象市町村の組合せや時期も含め、段階的に検討・協議を進めることとします。

消防指令センターの共同運用や、広域応援体制の強化など、府内の消防本部間の連携・協力体制を強化していく中で、組合せ等の検討を進めます。

2 特定小規模消防本部に対する対応

基本指針において、「小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては、必ずしも十分でない場合がある。」とされておりますが、他府県では、感染症に複数の職員が罹患し、消防力の維持・確保のために、他の消防本部からの応援が必要となる事案や、豪雨災害により消防用車両等が水没し、他の消防本部等から車両等の支援を受ける事案等、小規模消防本部の限界に直面する事態も発生しています。

特に、特定小規模消防本部においては、これらの課題が喫緊の課題であるため、消防力の充実強化について、優先的に進める必要があります。

3.5 消防広域化重点地域の指定

消防広域化重点地域の指定については、特定小規模消防本部を中心に関係市町村の意見も聞きながら、地域指定に向けた、検討・協議を計画期間に優先的に進めていきます。

その場合には、国の基本指針において新たに示された、地域の核となり広域化の検討を主導する「中心消防本部」の設定について検討します。

⑤

市営住宅における「災害時等の一時使用」に関する運用について

	一時使用の 対象者	所得要件の 有無	所得基準額 （「所得要件を 設けている」 場合のみ）	一時使用ができる期間	一時使用の使用料 （無料・有料（金額））
京都市	①火災及び風水害等の自然災害により住宅に被害を受け居住不能となった者（原則、市内り災者） ②災害救助法が適用された地域において住宅の被害を受けて居住が困難になった被災者	無		①最長1年間 ②最長1年間（被災都道府県からの要請等に応じて、期間更新の可能性あり）	①、②ともに使用料は無料 ※光熱水費、共益費等は、入居者負担
福知山市	火災により現住居が使用できなくなり、かつ他に当面の住居を確保できない者	無		3か月（ただし、やむを得ない理由があれば延長も可能）	無料
舞鶴市	火災、水害等の災害により住宅を失った者	無		原則1年以内	使用料及び納期限は、市営住宅の家賃に準じる（申請による減免の可能性あり）
綾部市	災害等で住宅に甚大な被害を受け、住宅に困窮されている方	無		6か月以内 （最長1年まで延長可能）	無料
宇治市	次の（1）の条件を具備し、かつ（2）から（5）に掲げる条件のいずれかを具備する者、又は（6）に掲げる条件を具備する者 （1）収入要件具備者に該当する者。 （2）罹災住宅困窮者に該当する者。なお、火災等においては、類焼・水害等の被害に遭った者及び故意によらず失火した火元者。 （3）犯罪被害者等に該当する者。 （4）離職退去者に該当する者。 （5）DV被害者に該当する者。 （6）ウトロ地区小規模住宅地区改良事業に伴い住宅を失う者に該当する者。	有 ただし、災害救助法の適用を受ける災害による罹災者についてはこの限りではない。	公営住宅法第23条第1項の規定に基づき宇治市市営住宅条例に定める収入の基準158,000円（裁量階層においては214,000円	3か月 （最大6か月まで延長可能） ただし、災害救助法の適用を受ける災害による罹災者についてはこの限りではない。	一時使用者の収入に応じ、宇治市市営住宅条例に定める家賃の算定方法によって得た額と同額。 ただし、災害救助法の適用を受ける災害による罹災者についてはこの限りではない。

	一時使用の 対象者	所得要件の 有無	所得基準額 (「所得要件を 設けている」 場合のみ)	一時使用ができる期間	一時使用の使用料 (無料・有料(金額))
宮津市	災害等により被害を受けた当時本市に住所を有していた者で、以下のいずれかに該当する者 (1)災害等により被害を受け、その居住する住宅が居住不能の状態となった者で、直ちに他に住宅を確保することができないもの (2)災害等により保安上危険な状態となった、又はその恐れが認められた建物の居住者であって、その復旧まで他に住宅を確保することができないもの (3)その他市長が必要と認める者 ※今回の熊本地震に伴って国土交通省から公営住宅の提供要請があったように、国より要請があった場合は、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として、市外の者でも一時使用を許可している。 ・対象者：住宅に甚大な被害を受け、住宅に困窮している者。	無		原則1年以内	・災害等の発生した日の属する月及び翌月は無償 ・災害等の発生した日の属する月の翌々月からは条例の規定による額(通常家賃)を徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。 ※今回の熊本地震は無償。
亀岡市	罹災証明書に記載の被災者	有 ※国要請がある場合は適宜対応検討	政令月収 158,000円	6か月間のうち必要な期間	住宅使用料は応能応益負担額。 駐車場使用料、共益費、管理組合費、光熱水費は各設定された自己負担額。
城陽市	老朽化に伴い解体予定のため、使用可能な市営住宅は無し。				
長岡京市	本市の区域内に存する住宅に居住し、自己の責めによらず罹災したため、住宅を失った者	無		使用許可の日から3か月以内。ただし、使用期間満了日の2週間前までに更新許可申請書による申請があり、市長が特別の事情があると認めた場合に限り、当初の許可日から通算して1年を限度として、更新することができる。	無料
向日市	要綱作成中(内容は検討中)				

	一時使用の 対象者	所得要件の 有無	所得基準額 (「所得要件を 設けている」 場合のみ)	一時使用ができる期間	一時使用の使用料 (無料・有料(金額))
八幡市	本市の区域内に存するり災した住宅に居住していたり災者で一時的な居住場所の確保が困難な方。 り災者であることの認定は、市長が発行するり災証明書又は消防署長が発行するり災証明書により行う。	無		6 か月	有料(入居する住居により異なる)
京田辺市	令和8年熊本地震の被災者 (り災証明書の提出が必要)	無		原則1年まで(延長可)	家賃・敷金については、原則免除とする。ただし、電気・ガス・上下水道・共益費・自治会費・駐車場代(駐車場を契約する場合)は自己負担とする。
京丹後市	熊本地震被災者 (罹災証明書で確認)	1年間は所得要件なし。 その後、特定入居する場合は所得要件あり。	月額所得： 158,000円以下 (裁量階層： 214,000円以下)	1年間	1年間は家賃・敷金免除。
南丹市	災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用する必要がある人	無		原則1年以内(半年の許可期間とし、さらに半年まで更新可)	有料(市営住宅「収入分位Ⅰ」の家賃(設定最低額)) 地震等大規模災害による被災においては無料(免除)
木津川市	災害等罹災者 (罹災証明書により確認)	無		3 か月	有料 「木津川市行政財産使用料条例」に基づき算定 土地：固定資産税評価額の4%(年額) 建物：固定資産税評価額の6%(年額)